

# 鎌倉市緑の基本計画

## 見直しの概要その1

### (緑の基本計画の基本的方針等)

- 計画見直しの進捗状況の報告として、緑の基本計画の基本的方針等、はじめに確認しておかなければならない項目・内容、及び充実・補強しなければならない項目・内容を整理したものです。
- 今回の見直しでは、基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針は、引き続き継承する方針であるため、この見直しの概要に記載されている内容以外は、基本的に現行の緑の基本計画を継承していく予定です。
- 新たに追加する項目以外の、補強しようとする主な内容は、下線を引いて表示している部分です。
- 今後、緑政上の課題を解決するため、最も有効な施策展開の方向性の検討を行い、見直しの概要その2として公表する予定です。
- この概要に記載されている表現、構成及び実績等の数値は、今後の緑の基本計画の改訂の際には、必要な修正や変更を加え、それに合わせて現行の緑の基本計画の内容を調整する予定です。
- この概要に記載されている内容について、ご意見等がございましたら、巻末の意見用紙をご利用ください。

平成 22 年 (2010 年) 8 月

鎌倉市

※この「緑の基本計画見直しの概要その1」の内容について、ご意見・ご不明点等がございましたら、市役所景観部みどり課（電話 61-3486・fax23-3247・mail midori@city.kamakura.kanagawa.jp）までお問い合わせください。

---

## 目次と「見直しの概要その1」の主な内容

1	緑の基本計画の見直しについて	
1-1	緑の基本計画制度	1
	○制度についての説明を補強しています。	
1-2	計画の位置付け	1
	○計画の位置付けについての説明を補強しています。	
1-3	計画実現に向けた取り組み	2
	○計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメントの考え方」と、「鎌倉市のみどり（緑の基本計画実現に向けた取り組み）」を説明しています。	
1-4	緑の基本計画の主な実績	3
	○緑の基本計画策定後の主な実績を説明しています。	
1-5	社会動向等	5
	○緑の基本計画に関係する、国・県の動向を説明しています。	
1-6	見直しの趣旨等	6
	○今回の緑の基本計画見直しの基本方針とフローを説明しています。	
2	鎌倉市の緑の現況・特徴	
2-1	都市特性	8
	○人口、土地利用、都市特性などを時点修正・補強して、新たに緑地保全制度適用の変遷を説明しています。	
2-2	緑の現況と特徴	14
	○緑の量・分布など緑の現況を時点修正・補強して、新たな視点も含めて緑の特徴を説明しています。	
3	めざすべき鎌倉市の緑	
3-1	緑の基本計画の基本理念	21
	○計画の基本理念を継承することを確認しています。	
3-2	緑の機能の新たな視点等	21
	○新たに「生活快適性向上の視点」を加えて、緑の機能の考え方を補強・説明しています。	
3-3	めざすべき緑の考え方	23
	○新たに「質の向上視点」を加えた、「めざすべき緑の考え方」を説明し、流域を踏まえた地域の概念を提案しています。	
4	緑の配置とネットワーク（緑の機能別の新たな視点等）	
4-1	暮らしを支え豊かにする緑	30
	○新たな機能として「暮らしを支え豊かにする緑」の現況、評価、配置の方針等を説明しています。	
4-2	その他の緑	34
	○「歴史文化を守る緑」「生き物を育む緑」などの現況、評価、配置の方針等を補強しています。	
5	緑の配置の方針	
5-1	緑地の保全評価	43
	○保全評価は基本的方針として継承していますが、説明を補強し、保全評価図をデジタル化しています。	

---

5-2 緑の将来都市像	44
○新たに「低炭素社会を支えている都市」「多くの市民が緑を愛し育て続ける都市」などを加えて補強しています。	
5-3 緑の配置等の方針	46
○新たに「連携推進の計画」を加え、「緑地保全」「都市公園等整備」「緑化推進」の各計画を補強しています。	
6 緑政上の課題と解決の方向性	
6-1 緑地指定等の目標	50
○緑地指定等についての課題と解決の方向性を示しています。	
6-2 施策体系の整備	51
○施策体系の再構築についての課題と解決の方向性を示しています。	

\*本書に掲載されている写真で、特段の注意書きのないものは、平成21年度・22年度に鎌倉市景観部みどり課が撮影したものです。

# 1 緑の基本計画の見直しについて

## 1-1 緑の基本計画制度

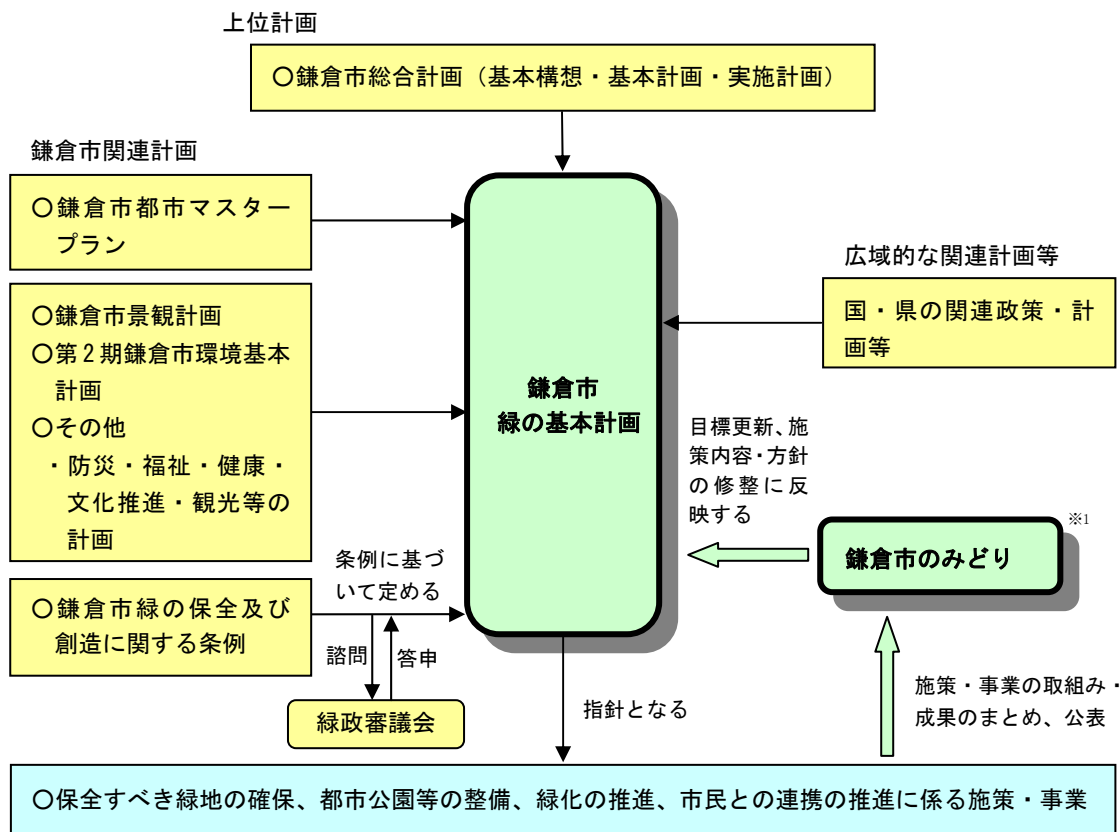
○「緑の基本計画」とは、平成6年（1994年）6月の都市緑地保全法（都市緑地法）の改正において導入された、市町村が中長期的な観点に立って策定する、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画です。

### ■緑の基本計画の特徴

- ・法律（都市緑地法）に基づいて策定する計画制度です。
- ・住民に最も身近な地方公共団体である、市町村が策定する計画です。
- ・市町村の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- ・鎌倉市全域を対象とする計画であり、公共施設・民有地を含む全ての土地が対象となります。
- ・法律に基づく措置から、公民の連携・協働による事業、市民・企業の緑化活動までの幅広い内容が含まれます。
- ・市民等と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、法律で計画内容の公表が義務付けられています。
- ・計画内容は、上位計画である市町村の基本構想に即すことや、まちづくりに係る関連分野の計画との適合又は調和が求められます。
- ・計画の策定により、直接的な土地利用制限等の規制が及ぶものではありません。

## 1-2 計画の位置付け

○緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位・関連計画や緑化施策・事業との関係は次のように示されます。



※1 「鎌倉市のみどり」については、「1-3 計画実現に向けた取り組み」（3頁-）の中で説明しています。

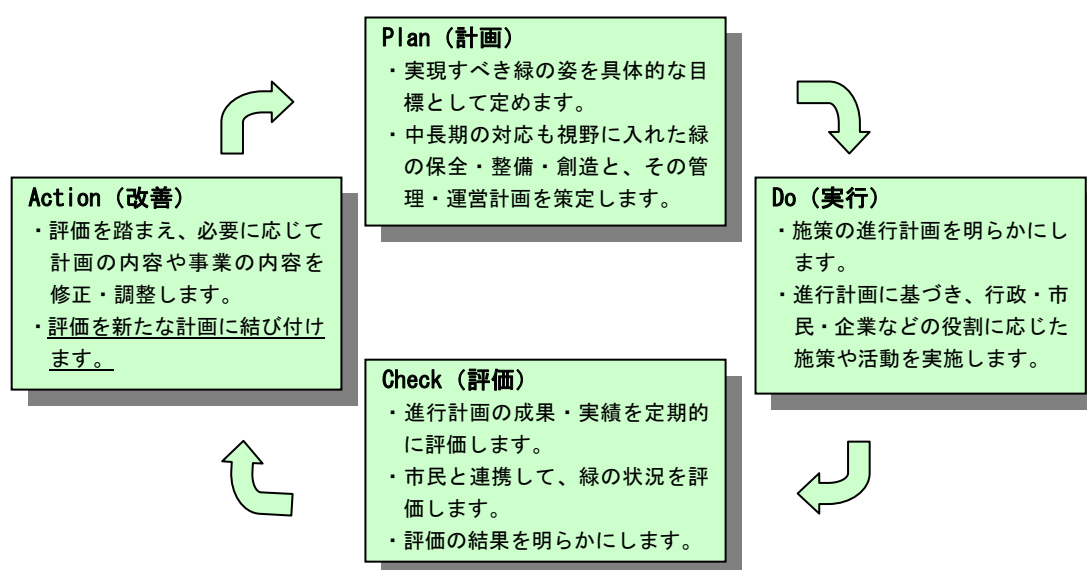
### 1-3 計画実現に向けた取り組み

#### 1-3-1 グリーン・マネジメント

##### (1) 基本的な考え方

- かねてより鎌倉市が実践し、緑の基本計画を進行管理してきた実績を踏まえて、緑の環境をより良い方向に改善していくための、緑を保全・整備・創造し、管理・運営していく、施策展開の柱としている考え方です。
- 施策を通してより良い緑の環境を実現していくために、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）というマネジメントの仕組みを取り入れ、市民・企業・行政が効果的に連携して、樹林地・都市公園・市街地の緑などを、多面的機能を有する質の高い緑の資源として保全・整備・創造し、管理・運営していく考え方で、個別の施策等はその熟度に応じて実践しています。

##### ■グリーン・マネジメントにおける PDCA サイクル



##### (2) 実践の考え方

- 全ての緑の対象化
  - ・鎌倉市の緑の環境を構成する丘陵樹林地、三大緑地、樹林地、市街地の緑、海岸線、都市公園・道路・河川の緑など全ての緑を対象とします。
- 目標・視点の共通化
  - ・それぞれの緑を個別の視点で見のではなく、都市資産の緑として共通の目標・視点に立った保全・整備・創造と管理・運営を行います。
- 効率性・透明性の確保
  - ・効率性、透明性を確保するため、市民・土地所有者・市民団体・事業者・行政の連携を基本とします。
- 明確な目標設定
  - ・明確な目標を設定し、PDCA サイクルの考え方を取り入れた事業管理を行います。

##### (3) 緑の基本計画の進行管理

- 実績を基にして、マネジメントの基本的考え方である PDCA サイクルをさらに発展させて、計画の進行管理にいかし、持続的に施策を推進します。
- 目標像を確認して、緑の基本計画に基づく施策展開の方向を明らかに示します。

### 1-3-2 「鎌倉市のみどり」の公表

- グリーン・マネジメントの考え方に基づく緑の基本計画の進行管理の上で、大きな役割を担っているのが、毎年、緑政審議会に報告し、公表している、「鎌倉市のみどり（緑の基本計画実現に向けた取り組み）」です。
- まとめ方の基本は、「緑の環境を構成する全ての緑を対象として、それぞれの緑を個別の視点で見ることなく、都市資産の緑として共通の目標・視点に立ち、必要な情報（状況）を提示した上で、明確な目標を設定（更新）する」という、PDCA サイクルの事業管理に大きく寄与させる考え方です。
- 内容で最も特徴的なのは、「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、施策の進展に応じた目標の更新、施策の内容・方針の修正を行い、施策の実現に結びつける、計画実践書の意味合いを持たせているところです。
- 緑の基本計画が、緑の将来都市像とその実現に向けた計画を語る緑化指導書とすれば、「鎌倉市のみどり」は、その実現に向けた取り組みの姿と、その実績・成果を語るものです。

## 1-4 緑の基本計画の主な実績

### 1-4-1 平成 18 年（2006 年）改訂以後の主な実績<sup>※1</sup>

#### (1) 保全すべき緑地の確保

- 平成 18 年（2006 年）12 月、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が、約 98ha 拡大指定されました。
- 平成 19 年（2007 年）12 月、寺分一丁目別緑地保全地区（面積約 2.3ha）を指定しました。
- 平成 20 年（2008 年）9 月、天神山特別緑地保全地区（面積約 5.0ha）を指定しました。
- 平成 21 年（2009 年）9 月、手広・笹田特別緑地保全地区（面積約 6.0ha）を指定しました。
- 平成 18 年（2006 年）7 月の仏法寺跡（33,958.81 m<sup>2</sup>）の国指定史跡指定、また平成 19 年（2007 年）7 月の史跡朝夷奈切通はじめ、多くの史跡の追加指定がされました。
- 平成 21 年（2009 年）3 月、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」を制定して、都市緑地法に基づく市民緑地制度の運用を開始しました。
- 平成 21 年（2009 年）12 月、鎌倉山二丁目 1 号市民緑地を契約しました。
- 平成 22 年（2010 年）2 月、七里ガ浜東五丁目 1 号市民緑地を契約しました。
- 保全配慮地区の施策展開として、平成 18 年（2006 年）12 月に常盤山の一部 - 梶原四丁目地区 - を特別緑地保全地区候補地に位置付け、平成 20 年（2008 年）12 月に（仮称）山ノ内西瓜ヶ谷緑地を「都市緑地候補地」に位置付け、平成 21 年（2009 年）8 月に（仮称）梶原五丁目特別緑地保全地区を特別緑地保全地区候補地に位置付けました。

#### (2) 都市公園等の整備

- 新たに街区公園 16 箇所を供用開始し、226 公園、面積約 20.8ha の街区公園を整備供用しています。
- 平成 19 年（2007 年）4 月、六国見山森林公園（面積約 6.9ha）を供用開始しました。
- 平成 19 年（2007 年）11 月、（仮称）山崎・台峯緑地のうち、鎌倉中央公園拡大区域（拡大面積約 27.5ha）について、都市計画変更決定がされ、平成 20 年（2008 年）1 月 22 日に事業認可を取得して、事業に着手しました。
- 平成 21 年（2009 年）3 月、夫婦池公園（面積約 7.7ha）の整備が完了、平成 21 年（2009 年）4 月に供用開始しました。
- 平成 18 年度以降、延長 1,257m の歩道（一部道路は、両側の歩道を整備・改修したもの）を整備・拡充しました。
- 平成 21 年（2009 年）3 月、梅田川の「鶴舞田橋」に歩行者専用橋を架設しました。
- 平成 19 年度、地域住民が主体となり、（財）かながわトラストみどり財団の「ふれあい緑化事業」の実施により砂押川プロムナード沿線を緑化しました。
- 朝夷奈切通及び大仏切通を、史跡の整備により安全性を高めました。

<sup>※1</sup> 平成 22 年 3 月までの実績をもとに記載しています。

○「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、平成20年度に、13市町の緑と水景をつなぐ広域連携トレイルを設定し、ホームページを立ち上げました。

### (3) 緑化の推進

- 鎌倉駅周辺緑化推進重点地区では、「鎌倉駅西口周辺まちづくり基本計画」に位置づけている、市役所・御成小学校前歩行者空間整備事業の全区間の工事が、平成20年度に完了し、平成20年(2008年)10月には「花とみどりの由比ガ浜まちづくり会」から、自主まちづくり計画が市に提案されました。
- 大船駅周辺緑化推進重点地区では、平成19年度に大船駅西口整備計画(鎌倉市域での整備計画)基本計画を策定し、平成21年(2009年)3月に、大船駅西口ペDESTリアンデッキ等整備工事に着手しました。
- 平成19年(2007年)3月、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を一部改正し、補助対象を「駐車場の接道部を緑化する者」にまで拡大して制度を充実しました。
- 平成20年度から、児童・生徒の環境に関する意識の向上や地球温暖化防止を目的として、鎌倉市役所本庁舎、御成小学校、御成中学校等に緑のカーテンを設置しました。

### (4) 市民との連携の推進

- 平成18年(2006年)の緑の基本計画改訂で、「緑の啓発」の施策体系を「市民との連携の推進」に改め、施策目標に緑化推進団体との連携を強く打ち出したこととそれまでの成果を踏まえて、平成20年度から「緑の学校」等の緑化啓発に関する業務を(財)鎌倉市公園協会に委託しました。
- 平成20年度末現在、公園愛護会として85団体が、街路樹愛護会として21団体が登録され、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。
- 毎年、緑の基本計画に関する情報提供の充実に努め、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画実現に向けた取り組み)」を充実させつつ作成・公表しました。

## 1-4-2 平成8年(1996年)緑の基本計画策定以後の主な実績

■緑の基本計画策定(平成8年)以降の主な取り組みの成果<sup>※1</sup>

区分	制度名等	平成8年(1996年)3月	平成22年(2010年)3月	推移
緑地 保全	歴史的風土保存区域	956.0ha	989.0ha	33.0ha
	歴史的風土特別保存地区	570.6ha	573.6ha	3.0ha
	近郊緑地保全区域	243.0ha	294.0ha	51.0ha
	風致地区	2,185.0ha	2,194.0ha	9.0ha
	特別緑地保全地区	—	41.4ha(8地区)	41.4ha (8地区)
	保存樹林・樹木 <sup>※2</sup>	364.1ha・356本	302.4ha・367本	—
	緑地保全契約	57.3ha	73.19ha	15.89ha
	緑地保全基金の活用による土地の買入れ	9.3ha	65.8ha	56.5ha
都市 公園	街区・地区・総合・風致・都市林・都市緑地	55.1ha整備	99.4ha整備	44.3ha

<sup>※1</sup>平成22年3月までの実績をもとに記載しています。

<sup>※2</sup>保存樹林の指定面積の推移には、指定後の公有地化に伴う指定解除による面積の減少が含まれています。

区分	制度名等	平成 8 年 (1996 年) 3 月	平成 21 年 (2009 年) 3 月	推移
緑化 推進	風致地区・開発事業区域内緑化の指導件数	918 件 (～H8 <sup>※1</sup> 累計)	833 件 (H9-21 累計)	—
	接道緑化の奨励・件数・植栽延長	758 件・総延長 16,702m (～H8 <sup>※2</sup> 累計)	441 件・総延長 6,643.4m (H9-21 累計)	415 件、6,643.4m
	公共建物緑化・植栽本数	51,093 本 (～H8 <sup>※3</sup> 累計)	3,819 本 (H9-21 累計)	3,819 本
	道路の緑化・植栽本数	50,714 本 (～H8 <sup>※4</sup> 累計)	7,712 本 (H9-21 累計)	7,712 本
市民 連携 推進	公園愛護会参画公園数	128 箇所 (H16)	150 箇所	22 箇所
	街路樹愛護会参画路線数	27 路線 (H16)	37 路線	10 路線
	緑の学校延受講者数	8,013 人 (～H8 <sup>※5</sup> 累計)	3,986 人 (H9-21 累計)	3,986 人
	緑のレンジャー延参加者	143 人 (～H8 <sup>※6</sup> 累計)	4,883 人 (H9-21 累計)	4,883 人

## 1-5 社会動向等

### 1-5-1 国の主な動向

- 平成 21 年 (2009 年) 3 月に、「暮らし・環境」分野の重点項目として、良好な景観・自然環境の形成等による生活空間の改善、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、ユニバーサル社会の形成等を定めた「社会資本整備重点計画」を閣議決定しました。この計画では、都市公園事業分野での取り組みとして、緑の整備・保全・管理を通じた二酸化炭素の吸収による地球温暖化への対応やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などが示されています。
- 地球温暖化防止への対応として、平成 22 年 (2010 年) 3 月に「地球温暖化対策基本法」を制定し、温室効果ガスの中長期目標を定めたほか、これに関連して、低炭素型都市の実現を支援するため緑地環境整備総合支援事業を拡充し、温室効果ガス吸収源対策として有効な 500 ㎡以上の公園緑地の整備や公共公益施設の緑化を支援する「吸収源対策公園緑地事業」を新たに要素事業として追加しました。
- 生物多様性保全への対応として、平成 20 年 (2008 年) に「生物多様性基本法」を制定したほか、これに先立つ平成 19 年 (2007 年) に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的考え方と国の施策を体系的に示した「第三次生物多様性国家戦略」を、平成 22 年 (2010 年) には「生物多様性国家戦略 2010」を閣議決定しました。

### 1-5-2 県の主な動向

- 平成 18 年 (2006 年) 3 月に、みどりの量的・質的な確保をめざして、全県的にみどり施策の推進を図るための総合計画である「神奈川みどり計画」を策定しました。
- 平成 18 年 (2006 年) 3 月に三浦半島らしいみどりと海を活かした地域づくりをビジョンとする「三浦半島公園圏構想」を策定したほか、同時期に相模湾沿岸地域の地域資源を活用した、海と文化を大切にすくらしの創造をビジョンとする「さがみ湾文化ネットワーク構想」を策定しました。鎌倉市はこれらの計画対象地域として位置づけられています。
- 地球温暖化対策として、平成 21 年 (2009 年) 10 月に、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

※1 風致地区・開発事業区域内緑化の指導件数は、昭和 57 年からの累計です。

※2 接道緑化の奨励・件数・植栽延長は、昭和 55 年からの累計です。

※3 公共建物の緑化・植栽本数は、昭和 47 年からの累計です。

※4 道路の緑化・植栽本数は、昭和 47 年からの累計です。

※5 緑の学校延受講者数は、昭和 58 年からの累計です。

※6 緑のレンジャー延参加者は、平成 6 年からの累計です。



## 1-6 見直しの趣旨等

## 1-6-1 見直しの基本方針

○緑の基本計画の見直しは、定期的な計画見直し時期を迎え、平成22年(2010年)2月22日に決定した「鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針」に沿って、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画充実を求める市民の期待に応えるため、緑政審議会及び市民の意見を聴きながら進めます。

## 鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針

(平成22年2月22日決定)

## 1 緑の基本計画見直しの趣旨

鎌倉市緑の基本計画は、都市緑地法に基づく、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画として、平成8年に策定、平成13年に一部改訂、平成18年に全面改訂し、これまで「保全すべき緑地の確保」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「市民との連携の推進」に係る多くの施策展開と、その取り組みにより、着実な成果をあげてきました。

このたび、定期的な計画見直し時期を迎え、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画充実を求める市民の期待に応えるため、見直しを行うものです。

## 2 見直しの基本方針

## (1) 基本方針の継承

実現途上にある計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本方針は、引き続き継承し、国・県の動向及び関連する行政計画の改訂の状況等を踏まえ、充実を図ります。

## (2) グリーン・マネジメントの更なる実践

歴史的・文化的資源と一体となった緑の保全・整備・管理、地球環境問題の解決に向けた鎌倉市の姿勢や具体的な取り組みなど、緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方の更なる実践を進め、本市の財政環境を踏まえた上で、実効性の高い充実した施策の方向性を検討します。

## (3) 緑政上の課題の解決

(仮称)山崎・台峯緑地の保全を確実にするための施策方針、地域・地区レベルの緑地保全などの緑政上の課題を解決するための具体的な方向性と、市民の素敵な身近な暮らしの場を担保していく施策展開の方向性を検討します。

## (4) 施策・事業の再構築

市民の発意と行政との連携で緑豊かなまちづくりに結びつけることができる施策・事業の方向性をはじめ、施策展開の可能性と事業展開の柔軟性を高めるための施策体系を検討します。

## (5) 計画の実現性の向上

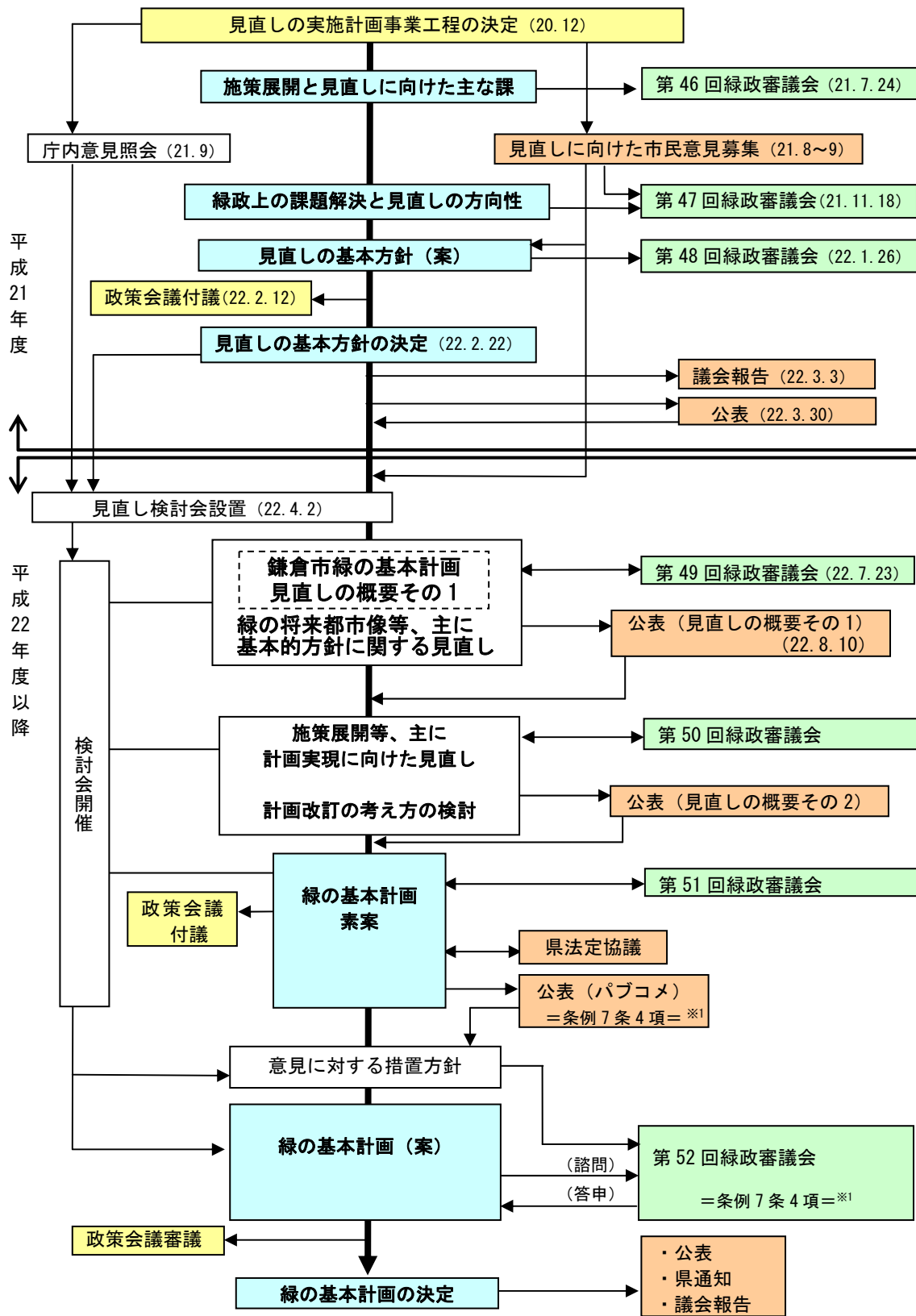
関係する法制度の改正状況などに留意して、本市の緑の基本計画の高い専門性と先進性を維持しつつ、市民、土地所有者、関係機関等の理解と協力を得るためにも、より具体的な施策の方向性を検討します。

## 3 スケジュール等

見直しの状況は広く市民に公開し、どの時点でも市民からの意見を適切に聴くことのできる体制で取り組み、緑政審議会の意見を聴きながら進めます。

また、見直しの進捗に合わせて、緑の基本計画改訂のあり方を適切な時期に示した上で、平成22年度中の見直し完了をめざします。

1-6-2 見直しの基本フロー



※1 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく規定です。